

# 『崇文總目』の抄本と輯佚書について

會谷佳光

## はじめに

『崇文總目』は北宋の仁宗慶曆元年の三館・祕閣の藏書をもとに作られ、本来は絞釋と解題があったが、南宋の紹興年間に、散佚書を搜訪するために、これらを削除した改定本が作成・刊行された。その影響か、完本の方は明初には失われ、現在はこの紹興改定本の抄本が傳わるのみである。清代には紹興改定本が盛んに傳寫され、これをもとに他文獻から絞釋・解題を輯佚した四庫全書本と『崇文總目輯釋』（以下『輯釋』）とが作られた。『崇文總目』を見る場合、これら輯佚書を使うのが捷徑である。しかし四庫全書本は底本や輯佚方法に關する『四庫全書總目提要』の記述に混亂があり、また『輯釋』との間に異同が多い。よって『崇文總目』をより有効に利用するためには、紹興改定本の抄本の系統を整理した上で、二種の輯佚書がどの抄本を底本として、如何に編まれたかを明らかにしておく必要がある。『崇文總目』には優れた先行研究がいくつかあるが、この問題に關してはいささか物足りなさを感じる。そこで、この問題の解明に取り組んでみたい。

『崇文總目』の抄本と輯佚書について

## 一、紹興改定本の抄本

范氏天一閣藏の明抄本（以下「朱本」）。未見。

范本は現存最古の紹興改定本のテキストであり、その他の抄本はいずれもこれを起點に傳抄されていったものである。全一冊。六十五卷。その底本に關しては、梁啓超は不明とするが、池田溫氏は紹興改定本の刊本とみなす。范本は、清の嘉慶十三年に阮元等編『天一閣書目』卷二之二史部目錄類に著録されたのを最後に、光緒十五年刊の薛福成『天一閣現存書目』以後の天一閣關連の目錄には著録されなくなる。よって、この約八十年間に閣外に流出したと考えられる。その後、范本は朱鼎煦の所有に歸し、一九七九年八月に天一閣文物保管所に寄贈された。

朱彝尊舊藏の清抄本（以下「朱本」）。既見。

『宋崇文總目』六十六卷、全二冊、表紙縱二十六・五、横十六・七、本文全百十一葉、九行二十餘字。首に朱彝尊（一六二九〜一七〇九）の手跋があり、

向讀馬氏經籍考中載崇文總目皆有評論、思亟見其書。及借抄于四

【明天一】閣則僅有其目而已。蓋紹興間【惑於夾際】鄭氏之說而

去之也。擬從【六一居士集、暨】通考所采、別抄一本、【老】矣【未能、姑識於】此。康熙庚辰九月竹垞老人書、年七十有二。

以前、馬端臨『文獻通考』經籍考中に收載される『崇文總目』には皆評論があるのを讀み、早くにその書を見たいと思つた。四明の天一閣から借りて抄寫するに及んだが、わずかに書籍の題目を存するにすぎなかつた。おそらく紹興年間に夾際の鄭樵の言説に惑わされてその評論を削り去ってしまったのであろう。『六一居士集』と『通考』が收載したもので、別に一本を抄寫しようとしたが、私も年老いて、よくしなかつたので、とりあえずここに識しておく。康熙庚辰九月、竹垞老人書す、年七十二。

とあり、末に「彝」「尊」の印記がある。他に「竹垞／收藏」・「秀水朱／氏潛采／堂圖書」、「野史／亭藏」、「弟式十六／洞天老弟／仙掌峰天／游觀衍士」、「靜嘉堂現藏」の印記がある。また第二冊末には「壹百壹拾壹葉」の六字が書されている。朱本は、朱彝尊が致仕後に、天一閣所藏の范本を浙江學政の張希良に依頼して抄寫してもらつたものであり、後に陸心源（一八三四〜一八九四）に歸し、光緒三十三年、日本人に賣却され、現在靜嘉堂文庫に所藏される。

丁丙舊藏の清抄本。未見。

清の丁丙（一八三二〜一八九九）『善本書室藏書志』卷十四史部目錄類に「宋崇文總目六十六卷、舊鈔本」と著録されるものであり、宣統二年、丁丙の他の藏書とともに江南圖書館に賣却され、民國初鉛印の汪懋鏞校『江南圖書館善本書目』史部目錄類「宋崇文總目六十六卷」に「舊抄本、一本」と著録され、現在南京圖書館に所藏される。『中國古籍善本書目』史部目錄類は六十六卷、「清抄本、佚名校並錄清朱彝尊・錢大昕跋、清丁丙跋。」と著録する。ところで、清の王聞遠（一

六六三〜一七四一）『孝慈堂書目』書目は「崇文總目六十六卷、一冊鈔一百一十一番。」を著録する。梁啓超は、この王聞遠藏本と、江南圖書館藏本がともに一冊であり、また王聞遠の藏書の九割が黃丕烈（一七六三〜一八二五）に歸し、丁丙の藏書がその大半を黃丕烈の藏書に得たことから、江南圖書館本を王氏の舊藏本ではないかと推測し、さらに范本か朱本の化身であると述べる。朱本の卷頭書名は丁丙「藏書志」と同じく「宋崇文總目」であり、その紙数は『孝慈堂書目』と同じく百一十一紙であることから、梁啓超のいうように、王聞遠の舊藏本が丁丙に歸したものである可能性は十分考えられる。また王聞遠は『元音』なる書を朱彝尊に借鈔させてもらったことがあるので、『崇文總目』も同様に朱本から直接抄寫された可能性が高い。以下、これを「王本」と稱す。

錢氏家藏の清抄本（以下「錢本」）。未見。

これは諸家の書目等に見えず、これまで誰もその存在に気づかなかつた抄本であるが、仔細に調べると、確かに存在していたはずである。『輯釋』の錢侗の小引には「侗家舊藏四明范氏天一閣鈔本」とあり、范本が「輯釋」の底本となつたと記されている。しかし、この小引は嘉慶四年二月書であり、同十三年刊の阮元「天一閣書目」には范本が依然著録されている。よつて「侗家舊藏」の抄本とは、范本系統であることは確かであるが、范本そのものではない。『輯釋』の著者錢東垣・繹・侗の三兄弟は錢大昕（一七二八〜一八〇四）の弟大昭（一七四四〜一八一三）の子であるから、「侗家舊藏」は大昕・大昭以來の藏書を指すとみてよからう。そこで『天一閣碑目』巻首の乾隆五十二年の錢大昕の序を見ると、乾隆四十八年の夏と同五十二年の二度天一閣を訪れ、後者の時には范懋敏・張燕昌と『天一閣碑目』を

編んだとあり、この時、錢大昕には范本を直接抄寫する機會があったといえる。またこの他に、『十駕齋養新錄』卷十四「崇文總目」條に、

崇文總目一冊、予友汪炤少山游浙東、從范氏天一閣鈔得之。其書有目而無敘釋、每書之下多注闕字。陳直齋所見、蓋卽此本。題云紹興改定、今不復見題字、或後人傳鈔去之耳。

崇文總目一冊、我が友、汪炤少山が浙東を訪れた折に、范氏の天一閣から抄寫したものである。その書には書籍の題目があつて敘釋がなく、各書の下には多く闕字が注されている。陳直齋（振孫）が見たものは、おそらくこの本であろう。（陳振孫は「紹興改定」と題してあるというが、いま題字が記されていないのは、後人が傳抄していくうちに削除してしまつたためかもしれない。

とあるように、錢大昕は友人の汪炤が范本から直接抄寫したテキスト（以下「汪炤本」）を見せてもらつていた。よつて錢大昕には後に汪炤本を手に入れるか、汪炤本を抄寫する機會があつたといえる。このように、錢大昕には二度も范本直系のテキストを手に入れる機會があつたのであるから、「侗家舊藏」の抄本とは朱本を介していないテキストであつた可能性が高い。これが錢本である。残念なことに錢本の存否は不明だが、これを底本とした『輯釋』によつて、その原貌を窺い知ることができる。

翁方綱舊藏の清抄本（以下「翁本」）。未見。

翁方綱（一七三三〜一八一八）、直隸大興の人、乾隆十七年の進士。

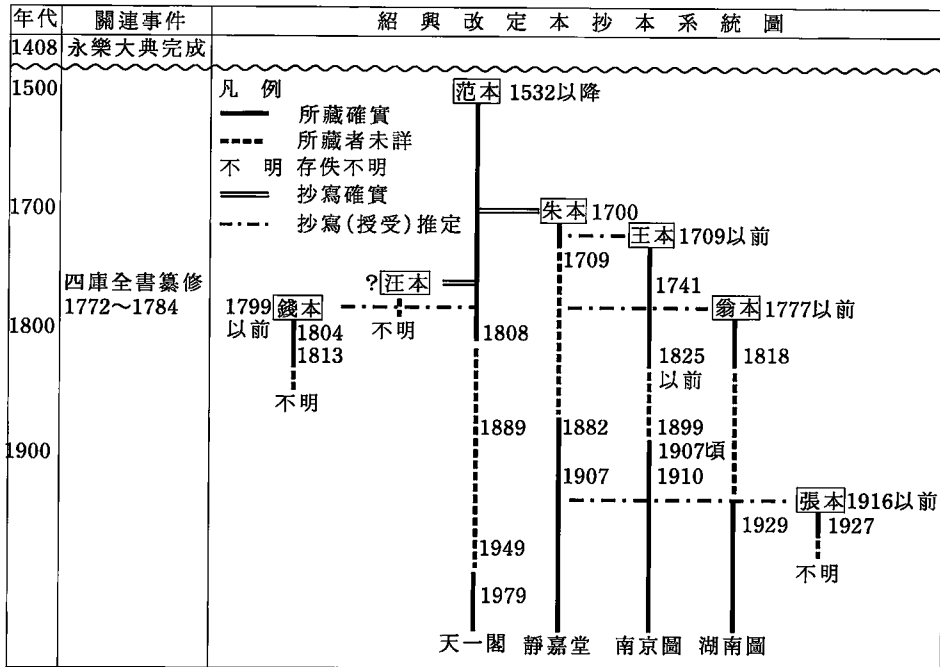
朱彝尊の『經義考』に補正十二卷を著したこと知られるが、藏書家としても著名である。翁本は後に道州の何紹基（一七九九〜一八七三）に歸し、更に葉德輝の弟德炯の子啓勳（一九〇〇〜？）・啓發（一九〇一〜？）兄弟に歸し、一九二九年、啓勳は『拾經樓袖書錄』卷上

『崇文總目』の抄本と輯佚書について

に、啓發は『華鄂堂讀書小識』卷二に、それぞれ翁本の題跋を書いてゐる。兩題跋によれば、六十六卷、全一冊、全九十五葉、末に朱彝尊の跋を載す。また副葉には「○者馬考、△者他書。」と、「永樂大典王堯臣歐陽脩崇文總目六十六卷。下引直齋一條、通考一條、夾際一條。」との朱批があり、書名の下には間々朱筆で一行乃至五行を「直抹」した部分がある。書中の上欄には「永樂大典」所引の『崇文總目』を注記する。翁方綱は表紙に題字を書し、末尾に高似孫「緯略」を引き、書中に若干の校字と丁附を行っているという。葉啓勳は翁本所載の跋を朱彝尊の眞筆とみなし、さらに『輯釋』との比較によつて朱筆の○△の記號が諸文獻所引の敘釋であると判断し、その上で、これらの朱筆と『永樂大典』の引用とが朱彝尊の手になるとみなしたすえ、翁本は朱彝尊が敘釋の補輯を試みた藍本であると断定する。しかし先述のように、朱本は現在靜嘉堂文庫に所藏され、また輯佚書作成のために別に一本を抄寫することはありうるが、その際に「擬從六一居士集暨通考所采、別抄一本、老矣未能、姑識於此。」と述べた跋まで、あわせて抄寫するのは不自然な話である。よつて翁本は朱本から本文と跋とを併抄したテキストであり、朱筆の書き入れ等は翁方綱か、それ以外の人物によつてなされたと考えざるべきである。翁本は後に葉啓勳の他の藏書とともに湖南省圖書館に歸した。『中國古籍善本書目』史部目錄類は六十六卷、清抄本、翁方綱批校、湖南省圖書館藏と著録する。

張鈞衡舊藏の抄本（以下「張本」）。未見。

張鈞衡（一八七二〜一九二七）『適園藏書志』卷五史部目錄類に「宋崇文總目六十六卷、舊鈔本、止存原目一卷。」と著録されるものである。書名が朱本・『善本書室藏書志』と同じであるので、朱本系統の



抄本である可能性がある。張鈞衡が卒した後、一九四一年、子の張乃熊はその蔵書の大部分を國立中央圖書館に賣却したが、張本は張乃熊『遼圃善本書目』・國立中央圖書館編『國立中央圖書館善本書目增訂本』には著録されず、その存否は不明である。

以上が現在知ることのできる紹興改定本の抄本であり、その系統を整理すると、大體圖のようになる。現存最古の抄本は唯一の明抄本である范本であり、清代に傳抄された抄本は全てこれに由來するといわれる。その源頭に立つのが朱本である。そして、この二本に次ぐのが王本であり、おそらく朱本から直接抄寫されたものである。朱本系統の抄本には他に、朱彝尊跋を併抄する翁本がある。なお張本も朱本系統である可能性がある。一方、朱本系統以外の抄本としては、范本から直接抄寫され、錢大昕によって題跋が書かれた汪炤本がある。また錢本は汪炤本系統の抄本か、或いは錢大昕が范本から直接抄寫したものであると考えられる。

【紹興改定本抄本関連年表】

- 一五三二年、范欽、この年の進士「范本」。
- 一七〇〇年、朱彝尊、『崇文總目』の抄本に跋す「朱本」。
- 一七〇九年、朱彝尊卒「朱本」。王聞遠、おそらくこれ以前に朱本を借抄す「王本」。
- 一七四一年、王聞遠卒「王本」。
- 一七七七年、翁方綱、『崇文總目』の四庫提要稿を書す「翁本」。
- 一七九九年、錢東垣等『崇文總目輯釋』成る「汪本・錢本」。
- 一八〇四年、錢大昕卒「錢本」。
- 一八〇八年、阮元『天一閣書目』成る「范本」。
- 一八一三年、錢大昭卒「錢本」。

一八一八年、翁方綱卒〔翁本〕。

一八二五年、黃丕烈卒〔王本〕。

一八八二年、陸心源『皕宋樓藏書志』成る〔朱本〕。

一八八九年、薛福成『天一閣現存書目』成る。この頃までに范本散出す〔范本〕。

一八九九年、丁丙『善本書室藏書志』成る〔王本〕。

一九〇七年、陸氏の藏書が日本人に賣却され、靜嘉堂文庫に歸す〔朱本〕。この頃、湛方らが丁氏の藏書を買い取り、金陵の益山に館――

江南圖書館の前身――を置く〔王本〕。

一九一〇年、江南圖書館完成〔王本〕。

一九一六年、『適園藏書志』成る〔張本〕。

一九二七年、張鈞衡卒〔張本〕。

一九二九年、葉啓勳・啓發、翁本に跋す〔翁本〕。

一九四九年、中華人民共和國成立、天一閣の舊藏書の回収はじまる〔范本〕。

一九七九年、天一閣文物保護管理所設置、朱鼎煦が范本を寄贈する〔范本〕。

## 二、輯佚書

『崇文總目輯釋』五卷、補遺一卷、附錄一卷。既見。

『輯釋』については、喬衍璋にすでに詳しい解説があるので、嘉慶四年二月錢侗「崇文總目輯釋小引」によって、その編纂の経緯を述べるとどめておく。

嘉定の錢侗の家で所藏していた「四明范氏天一閣鈔本」――實は錢本――はただ卷數を記すだけのテキストであり、時に撰人を注記するが、

『崇文總目』の抄本と輯佚書について

それもただ經部の一・二割であり、それ以外は書名が類似する場合に注記して區別してあるにすぎなかった。これが同郷の秦鏗の目にとまり、雕版の話が持ち上がった。そこで錢侗及び發起人秦鏗に、長兄東垣・次兄繆、及び姻戚關係にあった金錫鬯を加えた五人で輯佚に當った。五卷に分卷し、經部を錢東垣、史部を錢繆、子部上を錢侗、子部下を金錫鬯、集部を秦鏗が編輯し、卷後に錢侗の補遺を附し、わずか半年で完成した。その輯佚方法は、前節で觸れた朱彝尊の輯佚構想にヒントを得たものでありながら、輯佚の對象とする資料を大幅に擴大した。また解題を輯佚できなかった場合には、史志を調べて編著者を補い注し、卷數の異同、名稱の錯雜、誤字、脫字等があれば考證した。また校讎が半ばに至らんとした時、錢侗は友人に頼んで文淵閣で四庫館新定本を借りて抄寫してもらい、異同を校勘した。その結果、原鈔三十篇、原釋九百八十條、引證四百二十條という輯佚の成果をあげた。

なお『輯釋』を補訂したものに、『綴學堂叢稿初集』所收の陳漢章『崇文總目輯釋補正』（一九三六年自序）があり、一九八七年に許逸民・常振國編『中國歷代書目叢刊』第一輯に影印され、北京の現代出版社から出版された。

文淵閣四庫全書本『崇文總目』十二卷（以下「庫本」）。既見。

『四庫提要』『崇文總目』條の題下に「永樂大典本」とあり、『提要』「凡例」第七則に従えば、これが庫本の底本である。しかし『四庫全書簡明目録』『崇文總目』條には「舊本佚其解題、今從永樂大典補輯。」とあり、舊本はその解題を佚していたが、庫本では『永樂大典』によって補輯したと述べ、『大典』が底本だとは明言しない。また『輯釋』附錄引「四庫全書簡明目録」條の錢侗の按語には、

是書編類悉依天一閣所鈔紹興改定本、歐陽公集・文獻通攷所載鈔釋並採附諸書之後、餘如永樂大典所引各書、亦取證一二。凡原鈔二十七篇・原釋二百一十七條・引證二十一條。

この書（庫本）の分類・排列順序はすべて天一閣抄の紹興改定本に依り、歐陽公の全集・『文獻通攷』が收載する鈔釋はすべて各著録書籍の後に採録し、その他に『永樂大典』所引の各書なども若干引證とした。全部で原鈔二十七篇・原釋二百一十七條・引證二十一條。

とある。先述のように、錢侗は『輯釋』編纂の際、實際に錢本と庫本とを校勘した人物であり、その言葉は重視すべきである。しかし喬衍瑄の指摘によれば、『輯釋』は庫本を引證せず、また校勘したはずの二本の間かなりの異同があるとのことであり、『輯釋』の言葉をそのまま信用するわけにはいかない。そこで『提要』の本文、及び庫本に見える四庫館臣の按語を使って、庫本が實際に如何なる資料・方法を用いて編纂されたかを考えてみたい。

まず『提要』の本文を見てみると、

此本爲范欽天一閣所藏、朱彝尊鈔而傳之、始稍見於世、亦無序釋。彝尊曝書亭集有康熙庚辰九月作是書跋、謂欲從六一居士集、暨文獻通考所載、別鈔一本以補之。然是時彝尊年七十二矣、竟未能辨也。今以其言考之、其每類之序見於歐陽脩集者、祇經史二類及子類之半。馬端臨文獻通考所載論說亦然。晁公武讀書志・陳振孫書錄解題皆在通考之前、惟晁公武所見多通考一條、陳氏則但見六十六卷之目、題曰紹興改定者而已。永樂大典所引、亦即從晁陳二家中採出、無所增益、已不能復睹其全。然蒐輯排比、尙可得十之三四、是亦較勝於無矣。謹依其原次、以類補入、釐爲一十二

卷。其六十六卷之原次、仍註于各類之下。…今所傳本、每書之下多註闕字、蓋由於此。今亦仍之。王應麟玉海稱、當時國史謂、總目序錄多所謬誤。黃伯思東觀餘論有校正崇文總目十七條。鄭樵通志校讎略、則全爲攻擊此書而作。李燾長編亦云、總目或有相重、亦有可取而誤棄不錄者。今觀其書、載籍浩繁、抵牾誠所難保。

このテキストは范欽の天一閣に收藏され、朱彝尊が抄寫して傳えて、ようやく世に出たものであり、やはり序釋がない。朱彝尊『曝書亭集』には康熙庚辰九月作のこの書の跋があり、『六一居士集』と『文獻通考』收載のものによって、別に一本を抄寫して序釋を補いたいと述べている。しかしながらこの時朱彝尊はすでに七十二歳という高齢であり、ついに實行できなかった。いまその言葉によって調べてみると、その各類の序のうち歐陽脩の全集に見えるものは、ただ經史二類と子類の半ばにすぎない。馬端臨『文獻通考』が收載する論説も同様である。晁公武『讀書志』・陳振孫『書錄解題』はいずれも『通考』以前の作であるが、晁公武の見たものは『通考』より一條多いだけであり、陳氏はただ六十六卷の書籍の名目を記す、「紹興改定」と題されたテキストを見ただけにすぎなかった。『永樂大典』が引くものも、『晁陳二家目』中から採録したものであり、増益する部分はなく、すでにその全貌を見ることはできない。しかしながら蒐集・排列すれば、それでも十分の三、四を得ることができるので、やはり無いよりははましである。慎重に底本の編次を守り、（輯佚した部分は）底本の関連箇所に入し、十二卷に分巻した。底本の六十六卷の巻次は各類名の下に注記した。…現在傳わるテキストに、書名の下に間々「闕」字が注されているのは、おそらくこれ（紹興改定本）

によるものであろう。ここでもこれをそのまま残しておく。王應麟『玉海』には、當時の國史に『總目』の序録には誤りが多い」と記されている、という。黃伯思『東觀餘論』には「校正崇文總目十七條」がある。鄭樵『通志』校讎略は全くこの書を攻撃するために作られたものである。李燾『長編』にも「總目には重出があり、また取るべきなのに誤って採録してないものもある。」とある。いまこの書を観てみると、収載する書籍が夥しいことから、齟齬をきたすことも誠に保證し難いことである。

とある。以上によって、庫本は范本系統の抄本を底本に用い、朱彝尊の構想に従って、主に『歐陽文忠公集』・『通考』から紋釋・解題を輯佚しつつ、『讀書志』・『書錄解題』・『永樂大典』にも目を配り、これらをそれぞれ底本の關連箇所に入補し、また全體として、底本の舊態の保存に留意しながら編纂していったことがわかる。また紹興改定以前の『崇文總目』を見ていた宋代人の批評にも目を配っている。なお「晁陳一家目」が何を指すかについては、『提要』の本文からだけでは確定しがたいものがあるが、本節の最後で再び論じることにする。

次に、庫本に見える四庫館臣の按語を見ると、まず卷一易類の紋釋の按語に、

謹按、漢書藝文志・隋書經籍志、每類之紋與總數皆在目前、馬端臨文獻通考則在目前。此書抄本但有總數在前而紋已久失。今從歐陽脩集錄此紋、而以下各條多採自文獻通考。是以姑依通考之式、載其數及總數于每類之首云。

謹按、『漢書』藝文志・『隋書』經籍志では各類の紋と總數とはいずれも各類の書目の後にあり、馬端臨『文獻通考』では書目の前にある。この書の抄本はただ總數が書目の前にあるだけで紋はず

『崇文總目』の抄本と輯佚書について

で失われて久しい。いま歐陽脩の全集からこの紋を採録して、以下の各條(の解題)は多く『文獻通考』から採録した。その關係でとりあえず『通考』の形式により、その數(紋)と總數を各類の首に収載しておいた。

とあり、四庫館臣の見た『崇文總目』の「抄本」では、各類の首にその總數が置かれ、紋はずで失われていたとする。これは現在傳わる紹興改定本―朱本―の體裁と合致している。

卷一書類「尚書斷章十三卷、不著撰人姓氏」に、

謹按、天一閣抄本、此書下有成伯璵三字、與註不著名氏之說不符。朱彝尊所加、非原本所有。

謹按、天一閣抄本ではこの書の下に「成伯璵」三字があり、注の「不著名氏」の説と一致しない。これは朱彝尊が加えたものであり、原本にあったものではない。

とあり、あたかも范本を見たことがあったかのように述べ、そこには朱彝尊の書き入れがあったとする。しかし先にも述べたように、朱彝尊は范本を人づてに抄寫してもらったのであるから、范本に彼の書き入れがあるはずがない。また范氏が四庫全書纂修の際に進呈した書籍を記した阮元『天一閣書目』卷一の一の范邦甸「進呈書」、及び薛福成『天一閣現存書目』「重編進呈書目」には「崇文總目」の名が見えないことから、范本は四庫館に進呈されていなかったと考えられる。よって四庫館臣はその實物を見ていなかったはずである。それでは按語の「天一閣抄本」が實際は如何なるテキストだったかが問題となるが、それはおそらく朱本系統の抄本であったと考えられる。その證據に、『提要』は『曝書亭集』に「康熙庚辰九月作是書跋」があると記すが、跋の作成年月は四庫全書本・四部叢刊本の『曝書亭集』卷四十

四「崇文書目跋」には記されず、朱本の朱氏手跋にのみ記されるものである。これは、四庫館臣が朱本そのものか、朱氏手跋を併抄した朱本系統の抄本を見ていたことを示している。なお庫本は「成伯璵」三字を『通考』に従って正文に入れないが、これは、この三字が朱彝尊の書き入れであり、紹興改定本の本来の姿ではないとみなしたためである。

卷八卜筮類「歷數緯文軌筭（自注「一作拵」）三卷」に「謹按、朱彝尊抄本作拵、永樂大典作拵。宋藝文志有藝拵美經法三卷、又有周易拵莫瓊璣軌草口訣三卷。」とあり、朱本と『永樂大典』との異同を挙げ、さらに『宋史』藝文志の二例を挙げ、結局朱本に従っている。これは庫本の底本がやはり朱本系統の抄本であったことを示している。

卷六兵書類「清邊前要五十卷、見管子十卷。」に「謹按、此五字有脫訛、無本可證。」とあり、また「韜鈴祕錄一部五卷闕」に「謹按、此條多出二部二字。原本如此、無本可證。」とあり、底本に脱字・誤字・衍字とおぼしき部分があるが、これと照らし合わせるべきテキストがないという。また卷十一別集類一「丹陽集一卷」に、

謹按、東觀餘論云、丹陽集已見總集、此重出。按、崇文總目各門中、疑於重出者尚多、因無別本、不敢定其爲重出。……

謹按、『東觀餘論』に「丹陽集はすでに總集類に見えており、このは重出である。」とある。調べてみると、『崇文總目』の各門の中には重出と疑われるものがおおくあるが、別のテキストがないので、重出書の断定はあえてしない。……

とある。これらの按語は、四庫館臣が底本並みに首尾整ったテキストを校本として用意できなかったことを示している。

ところで、さきほどは、前引の卷八卜筮類「歷數緯文軌筭三卷」條

の按語を根據に、朱本系統の抄本が底本であると考えたのであるが、そうであれば『永樂大典』は、『提要』題下のいう底本ではなく、實際は底本の校勘に用いられたことになる。このことを證明する按語が庫本には散見する。

①卷一書類「尚書十三卷」

謹按、永樂大典引此條、入孔安國隸書古文尚書條下。

②卷一禮類「諡法十卷、梁賀琛撰。初約本周公之諡法……」

按、永樂大典引此、作諡法四卷、文獻通考亦同。

③卷一樂類「樂府解題一卷、不著撰人名氏。與吳兢所撰樂府古題類同……」

謹按、永樂大典云、宋志、王昌齡續樂府古解題一卷、崇文總目同。

④卷一樂類「廣陵止息譜一卷闕」

謹按、永樂大典云、李良輔廣陵止息譜一卷、崇文總目闕。

⑤卷一樂類「琴譜調五卷、不著撰人名氏。雜錄琴譜大小數曲……」

按、永樂大典引宋志、作琴譜調三卷。文獻通考同。

⑥卷二孝經類「孝經疏三卷、元行冲撰。明皇既作註……」

謹按、永樂大典引此、作孝經疏五卷闕。

⑦卷二論語類「論語十卷」

謹按、永樂大典引此、作集解論語十卷。

⑧卷二論語類「論語疏十卷」

謹按、永樂大典引此、作皇侃論語義疏十卷。

⑨卷二小學類「廣雅音一卷」

謹按、永樂大典云、宋志、張揖廣雅音三卷、崇文總目同。

⑩卷三儀注類「書儀三卷闕、裴苗撰」

謹按、永樂大典註云、苗、元和太常少卿。



①卷四傳記類上「文士傳十卷」

謹按、永樂大典云、裴朏續文士傳十卷、崇文總目闕。

⑫卷五小說類上「續事始五卷、馮鑑撰」

謹按、新唐書藝文志、劉睿續事始三卷、崇文總目闕。

⑬卷六小說類下「通幽記三卷」

謹按、永樂大典云、新唐志、陳邵通幽記一卷、宋志一作三卷、崇文總目闕。

⑭卷八五行類中「新修中樞秘頌太一明鑑五卷闕」

謹按、永樂大典、明鑑下有法字。

このうち①⑦⑧の三例は、テキストを『永樂大典』によって特定したものである。例えば①は、『大典』が「孔安國隸書古文尚書」條に『崇文總目』の「尚書十三卷」を引くのを根據に、「尚書十三卷」を古文尚書と特定したものである。③④⑨⑪⑬の五例は、編著者を『大典』によって特定したものである。例えば③は、『崇文總目』が宋志と同じく「王昌齡續樂府古解題一卷」を著録する、と『大典』が記すことを根據に、編著者が王昌齡であり、もと「續樂府古解題」に作っていたことを示したものである。⑫は、編著者名を『大典』によって校勘した例である。「永樂大典」の名は見えないが、これまでの按語の體例から考えて『大典』からの引用とみなしてよからう。③⑪⑬の三例は書名の異同を、②⑤⑥⑨⑫⑬の六例は卷數の異同を、④⑪⑫⑬の四例は「闕」字の有る無しを、それぞれ『大典』によって校勘したものである。また②⑤の二例は、輯佚した解題の補入位置を『大典』によって決定したものである。特に②は、『崇文總目』「諡法十卷」條に「通考」「諡法四卷」條の解題を補入した根據として、『大典』所引の『崇文總目』が四卷に作ることから、底本の「十卷」が本來四卷に

『崇文總目』の抄本と輯佚書について

作っていたことを示したものである。なお⑩は『大典』の注を引用し、編著者の解説をなしたものであるが、これが『崇文總目』の注であるのか、それ以外のものなのかはわからない。

以上から、庫本では『永樂大典』を用いてテキスト・編著者の特定、書名・編著者・卷數の校勘を行い、解題の補入位置を決定していたことがわかる。注目すべきは、校勘によって『永樂大典』の記載が正しいと認めた場合でも、そのことは按語に記されるだけで、『崇文總目』の本文は改められていない點である。これは、庫本の底本と『永樂大典』とが同一のものではないこと、つまり底本が「永樂大典本」ではなかったことを物語るものである。

それでは何故『提要』の題下では「永樂大典本」を底本と記したのであろうか。

朱本の祖本は范本であり、范本の抄寫年代は范欽が進士に及第した明嘉靖十一年以降と推測されるのに對し、『永樂大典』は永樂六年の完成であり、范本より百年以上も古い。また庫本の按語に見える『大典』所引の『崇文總目』はわずか十五條であるが、それは底本と異同がある場合であって、異同がないために按語に記されなかったものもたくさんあったはずである。よって客觀的に考えれば、『大典』所引の『崇文總目』を輯佚して底本とするのではないかと思われる。しかし實際にそうならないのは、『大典』中における『崇文總目』の引用狀況に關係があると考えられる。

まず按語①に『大典』では『崇文總目』の尚書十三卷條を引いて、孔安國隸書古文尚書條の下に入れている。」とあるのは、『大典』では『崇文總目』をばらばらにして、その關連項目に引用していたことを暗に示している。また先に、四庫館臣は底本並みに首尾整ったテキスト

トを校本として用意できなかったとも述べた。『大典』所引の『崇文總目』についていえば、わずかに十五條ということはないにしても、もしこれが同書所引の『直齋書錄解題』一巻一萬九千七百八十一萬九千七百二十七「錄」項のように首尾整ったものであったならば、四庫館臣は朱本系統の抄本と『大典』という二種のテキストを準備し、『大典』を底本に、朱本系統の抄本を校本に使用していたはずである。そうしなかったのは、やはり『大典』所引の『崇文總目』が首尾整ったものではなく、かつばらばらに引用されていたからであろう。そのため四庫館臣は、『大典』だけでは底本となすだけの分量を確保できず、また各書籍の著録順序も復元できず、結局、朱本系統の抄本によらなければならなかったものと考えられる。

しかし四庫館臣の立場に立てば、そもそも四庫全書纂修の目的の一つが『永樂大典』中の散簡零編を校定編輯することにあつたことと、『崇文總目』の場合、『大典』が、完本ではないものの、最古のテキストであつたことから考えて、これを底本にできなかったのは大變遺憾なことだつたのではなからうか。朱本系統の抄本と『大典』とを校勘した際、異同のない場合は注記せず、異同のある場合でも底本には手を加えず、そのことを按語に記しただけだつたことは、裏を返せば、この抄本の舊態を保存しつつ、『大典』に近い状態に復元せんとしたともとれる。これは、學者としての謹嚴な態度を示すと同時に、『大典』本への憧憬を示すともとることができよう。このあたりに『提要』の題下が庫本の底本を「永樂大典本」と記した原因があつたように思われる。

ここで先に保留しておいた、『提要』の「晁陳二家目」が何を指すか、について考えてみたい。この前後の文を繁を厭わずもう一度引用

すれば、「永樂大典所引、亦即從晁陳二家中採出、無所增益、已不能復睹其全。然蒐輯排比、尙可得十之三四。」である。「已不能復…十之三四」は、『大典』中の『崇文總目』の引用状況を述べたものであるが、これは、これまでに述べた實際のそれと一致する。そうであれば、「無所增益」は、底本である朱本系統の抄本に對して増益するものがない、ということにならう。また『大典』所引の『崇文總目』は、前引の按語によつて分析すると、按語④⑥⑪⑫⑬に「闕」字が記され、また按語⑦⑧に引く『崇文總目』の著録内容が庫本の底本よりも詳細であることから、これが比較的舊態を留める紹興改定本であつたことがわかる。そうであれば、「從晁陳二家中採出」は、『大典』が紹興改定本から採録したことを指す可能性が出てくる。その證據に、『那齋讀書志』・『直齋書錄解題』ではともに『崇文總目』の一巻本、すなわち紹興改定本を著録する。以上から、「晁陳二家目」とは、「晁・陳二家の著録する紹興改定本」の意であると考へてみたい。

### 三、庫本と『翁方綱纂四庫提要稿』

『翁方綱纂四庫提要稿』は、現在傳わる數種の四庫提要稿のひとつであり、二〇〇〇年十月に上海科學技術文獻出版社から影印出版されたものである。全二帙十八冊。その鄧愛貞「序」・陳先行「弁言」によれば、本書は翁方綱の草稿本であり、乾隆三十八年春から同四十二年までの期間に、翁方綱が四庫全書館にて外省からの採進書を校閲していた際に作成したメモと提要稿とからなる。本書は、一九一三年に嘉業堂主人劉承幹が購入したが、後轉々と所有者をかえ、一九五八年、マカオの何東圖書館に賣却され現在に至る。

ところで本書には『崇文總目』に關連するメモと四庫提要稿が収録

されている(以下、この部分を「翁稿」と稱す)。第六冊の(A)四三〇葉表から四三三葉裏には、『崇文總目』全六十六卷の分類、各類の部數・卷數が列記され、その末には經史子集別の總卷數と、全體の總卷數、及び道釋書の總卷數が記され、(B)四三四葉表から四三六葉裏は『崇文總目』の提要稿―乾隆四十二年の作―となっている。また第十三冊の(C)一一二五葉表から一二七葉裏には、宋代の文獻から書き出した崇文院や『崇文總目』の編纂に關連する記事が列記され、(D)一一二七葉裏から一一三八葉表には、「四庫闕書」なる資料がその卷ごとに記され、(E)一一三九葉表は『永樂大典』所引『崇文總目』に關する分析であり、(F)一一四〇葉表裏は『永樂大典』のどこに『崇文總目』の輯佚素材があるかを「永樂大典目錄」を用いて調査したメモである。また影印者の附けた葉數とは別に(A)(B)、(C)(D)にはそれぞれ丁數が通し番號で書かれている。本節では、前節において『提要』と庫本の按語とを分析して導き出した庫本の編纂方法に對して、この翁稿を用いて若干の檢證と補足を試みたい。

まず前節で、現行本『提要』は朱本の朱氏手跋を引用して、その出典を『曝書亭集』とすると指摘したが、翁稿(A)では、

近日秀水朱彝尊始得抄本於四明范氏天一閣、僅有目而無敘論。彝尊於康熙庚辰九月自跋于尾。

先頃、秀水の朱彝尊がはじめて抄本を四明の范氏天一閣に得ましたが、わずかに書籍の題目があるだけで敘論がありませんでした。朱彝尊は康熙庚辰九月にみずから末尾に跋を書いています。

と記した後、この朱氏手跋の文章を引用しており、翁稿の段階では出典を『曝書亭集』としてはいなかったことがわかる。

また前節で、『永樂大典』では『崇文總目』をばらして引用している

たと考えた。いま(D)「四庫闕書」を見ると、その卷數は卷一七九五(易)、卷一七九六(書・詩)、卷一七九七(禮)、卷一七九八・九(春秋)、卷一八〇〇(樂・禮)、卷一八〇一(小學)、卷一八〇二(正史)、卷一八〇三(編年・實錄)、卷一八〇四(雜史)、卷一八〇五(傳記)、卷一八〇七(職官・刑法)、卷數なし(地理)となっており、この卷數・分類を『永樂大典目錄』卷六「書」項と比較すると、ほとんど一致し、異なる部分も大體説明可能である。

例えば、卷一七九七と卷一八〇〇に禮類が重出する點。前者は『大典目錄』と一致するが、後者はこれと一致しない。そもそも翁稿「四庫闕書」の卷數は、一一二九葉裏以前は各類の末尾に記されているのに對し、一一三〇葉表以後は各類の最終行のちょうど上欄外に記されるようになり、また、ここを境目に用紙も無地から匡廓・界線を持つものに變わる。後出の禮類は一一二九葉裏に記され、「四庫闕書」の卷數は次の一一三〇葉表の第一行の上欄外に記されて、ちょうどその境目に當たっている。また原本の丁數は一應通し番號になっているが、その記載位置は境目の前では一定せず、後ろでは必ず版心に記される。以上は、この兩部分が本來別個のものであったことを示している。よって後出の禮類は本來卷一八〇〇とは關係がなかった可能性が高い。また地理類に卷數が記されない點。地理類は『大典目錄』では卷一八〇八・九の二卷を占めるが、翁稿ではわずか十八部しか著録されない。よって卷數が記されないのは、地理類からの抽出が中途で終わっているためである可能性がある。

以上から、「四庫闕書」は『大典』の「書」項から抽出したものであると考える問題ない。さらに付け加えれば、『永樂大典目錄』卷六「書」項をみると、『大典』の卷一七九五から卷一八三六は四部分類の

體裁を持っており、かつ庫本では、翁稿(D)に含まれない小説類・五行類にも、『大典』所引『崇文總目』の引用が見られる。よって『大典』には翁稿(D)から確認できるわずか十數卷以外にも『崇文總目』が引用されていたはずであり、四庫館臣は庫本の編纂において、これら四部分類の體裁を持つ部分全體を使って、底本と校勘していただと考えられる。

なお清の徐松『四庫闕書』一卷も、翁稿と同じく『大典』から輯佚されたものであるが、翁稿よりも輯佚量がかなり多く、翁稿にはない子集二部が約半分を占める。二種の『四庫闕書』の比較はまた別の機會に譲るが、翁稿「四庫闕書」を詳しく見ると、『崇文總目』・『新唐書』藝文志・『祕書省續編到四庫闕書』・『宋史』藝文志等と一致するものが混在しており、宋元代の目錄を彙編したものであることがわかる。

また前節で、『大典』所引の『崇文總目』が紹興改定本であり、庫本の編纂の際には底本である朱本系統の抄本を校勘するのに用いられたと考えた。(B)を見ると、朱本が抄寫される経緯を述べて朱氏手跋の文を引用した後に、「臣等幸得借□天祿石渠典故校之□」との一文がある。「□」は判讀できなかつた文字であるが、この一文が、誰かに朱本を借りて庫本の底本に利用したことを述べたものであることは確かである。また(E)には、

永樂大典所引崇文總目敍錄文條、皆是從馬氏通考摘出者。其所引崇文總目之書名、則即朱彝尊所抄於天一閣之本。而大典所摘探者有二層□。其一則摘取其書名卷數、與漢志隋志新舊唐志宋志諸所載之目、檢其同異。一則以紅字標崇文總目、而將前所未摘引者彙著於此、則是漢隋唐宋諸志所無、而其爲目亦不甚多。然以其爲摘

採之所錄、是以前後次第或有倒置參差、與朱抄多不合者。要之、其即朱所抄之本無疑也。

『永樂大典』所引の『崇文總目』の敍錄の文は皆馬氏『通考』から摘出したものである。その『大典』所引の『崇文總目』の(著録書籍の)書名は、朱彝尊が天一閣で抄寫したテキストのものである。『大典』が摘出したものには二層ある□。一つはその書名・卷數を摘出したものであり、漢志・隋志・新舊唐志・宋志等が載せる書名と、その異同を調べている。一つは朱筆によって『崇文總目』と標示し、前者では摘出していないものをここに集めて著録したものであり、漢隋唐宋諸志には著録されないものであるが、その數はそれほど多くはない。しかしながらそれによって摘出して著録されたものは、(書籍の)排列順序に顛倒や錯亂があるために、朱氏の抄本と一致しないものが多いのである。要するに、それ『大典』所引『崇文總目』の(書名)は、朱氏が抄寫したテキストのものであることは疑いない。

とある。「朱彝尊所抄於天一閣之本」とは、文脈によれば、紹興改定本を假りにこう呼んだものである。また(E)によれば、『大典』所引の『崇文總目』が朱本と同じもの、つまり紹興改定本であり、そこでは『崇文總目』がばらばらに引用されていたことが確認できる。また「永樂大典…考摘出者」は、『大典』中の「敍錄」——ここでは解題を指す——の引用が皆『通考』を出典とすることを述べたものである。もし庫本の解題がすべて『大典』所引の『通考』から輯佚されたものであったとすれば、これが四庫館臣をして、『提要』の題下に「永樂大典本」と記すに至らしめた一因となつたと考えることができよう。

以上から明らかになつた事實に照らして庫本の編纂過程を想像する

と、少なくとも、底本である朱本と、『永樂大典』「書」項の四部分類部分にとびとびに引用される『崇文總目』とを逐一校勘する必要がある。さらに『大典』から敘釋・解題を輯佚して、それらの補入位置を決定する必要がある。これだけでもかなり複雑な作業であるといえる。よって庫本を淨書する前に、底本にこれらの素材を取り込む準備作業が行われたはずである。しかし、そのような痕跡は現存の朱本には見られない。よって朱本とは別に、この作業をなすための副本が作成されたと考えられる。そうであれば、ある意味この副本こそ庫本の直接の底本ということになる。そこで、この副本が第一節で述べた諸抄本のいずれかに比定できるか考えてみたい。

注目すべきは(D)「四庫闕書」摘出部分の一一三〇葉表の上欄外の「△者非紅字起也。○者紅字起也。」(△は朱筆で始まらないもの。○は朱筆で始まるもの。)である。そもそも『大典』では、朱筆は引用部分の出版を記載する際に用いられるものである。前引の(E)を見ると、『大典』では、諸志に著録されず『崇文總目』のみ著録される書籍を引用する際、朱筆によって『崇文總目』と標示してある、とある。いま(D)をざっと見てみると、△で始まる部分は『崇文總目』以外の諸志にも見える書籍を著録しており、○で始まる部分は『崇文總目』のみ見える書籍を著録していて、(E)の説明と一致している。よって(D)では、『大典』が『崇文總目』と朱書しているか否かを示すために、この○△記號を用いたことがわかる。

この(D)は、『大典』「四庫闕書」中から『崇文總目』や諸志からの引用を集めたものであり、四庫館臣は底本と校勘するためにこれを利用したと見られる。よって副本にはこの校勘結果を取り込んだ痕跡が残されている可能性がある。諸抄本のうち、この痕跡らしきもの

『崇文總目』の抄本と輯佚書について

見えるのが翁本である。第一節に引いた葉氏兄弟の題跋によれば、翁本中には、朱筆で○△の記號が附され、また上欄に『大典』本との校記があるという。ただ○△の記號の用法については、翁本の副葉には「○者馬考、△者他書。」との説明があり、翁稿とやや異なる。そうはいうものの、いずれも翁方綱にまつわる翁本と翁稿と同じ記號が用いられているのは、兩者の間に密接な關係があったことをうかがわせるに十分である。さらに翁本が朱氏手跋を併抄した朱本系統の抄本であることを考え合わせれば、これが庫本編纂の際に抄寫された朱本の副本である可能性は高いと考えてよからう。

### おわりに

以上、『崇文總目』の抄本、及びその輯佚書について見てきた。現存最古の『崇文總目』は天一閣の明抄本であり、清代の抄本はこの天一閣抄本から抄寫された朱彝尊舊藏本を第二の起點に傳抄されていった、とこれまで考えられてきた。しかし朱彝尊舊藏本にやや遅れて天一閣抄本から抄寫され、錢大昕の手に渡った抄本があったことが新たに明らかになった。『崇文總目輯釋』の底本はこのルートで抄寫されたものである。

四庫全書本については、『提要』の題下ではその底本を「永樂大典本」と記すが、實際は朱彝尊舊藏本系統の抄本、おそらくは翁方綱舊藏本を底本に用い、歐陽脩の全集から敘を、『永樂大典』所引の『文獻通考』等から解題を輯佚し、さらに『永樂大典』「書」項の「四庫闕書」中にばらばらに引用されていた紹興改定本を用いて、底本と校勘していたことがわかった。また校勘の際には、底本を直接に改めることはせず、按語に異同を記すにとどめることで、底本の舊態を残し

ながら、『大典』所引の『崇文總目』に近い状態に復元しようとして試みていたことがわかった。

本稿の検討によって紹興改定本の抄本の系統が整理され、二種の輯佚書、特にこれまで十分には理解されていなかった四庫全書本の底本・編纂方法がかなり明らかになったことと思う。ただし抄本で實見したものは朱彝尊舊藏本のみであり、抄本系統の整理において推測に頼った部分が多いのも事實である。今後機会があれば、これら抄本を調査して本稿を補訂したい。

本稿の作成に當たって、靜嘉堂文庫より閲覽に際し御高配を賜った。末文ながらここに記して謝意に代えるものである。

注

- (1) 『崇文總目』の編纂と紹興改定本については、拙稿『崇文總目』—その編纂から朱彝尊舊藏抄本に至るまで—(『二松學舎大學人文論叢』第六十八輯、二〇〇二年)の第一・二節を参照。
- (2) 范氏は代々浙江省寧波府鄞縣に家した古今有数の藏書家であり、天一閣は明の范欽が創建した藏書閣の名である。清乾隆年間の四庫全書纂修に際しては、天一閣から六百種以上の書籍が進呈され、そのうち九十六種が底本に採用され、三百七十七種が存目に入れられた。前掲拙稿第二節を参照。
- (3) もと六十六巻あったが、後に卷二の詩類部分と卷三の標題が失われ、六十五巻となったと推測される。詳しくは、前掲拙稿第二節を参照。
- (4) 梁啓超『圖書大辭典簿錄之部』「崇文總目」條(『飲冰室專集』六六)、『臺灣中華書局、一九七二年)、池田溫『崇文總目』管見(『東方學會創立五十周年記念東方學論集』、一九九七年)を参照。
- (5) 前掲拙稿第二節とその注(16)を参照。

- (6) 「一」は、朱本の殘闕部分を後述の翁方綱舊藏本が收載する朱彝尊跋によって補ったものである。なお、この跋は現在第一冊副葉にあり、標題はないが、清の陸心源『皕宋樓藏書志』卷三十七史部目錄類「崇文總目」條は朱本を著録し、この跋を「朱氏手跋」として收載する。本稿では陸氏に従って「朱氏手跋」と稱しておく。
- (7) 朱彝尊『曝書亭集』卷四十四「崇文書目跋」に「崇文總目六十六巻、予求之四十年不獲。歸田之後、聞四明范氏天一閣有藏本、以語黃岡張學使、按部之日傳抄寄予、展卷讀之、祇有其目、當日之鈔釋無一存焉。」とある。詳しくは前掲拙稿第三節を参照。
- (8) 胡宗武等『江蘇第一圖書館覆校善本書目』(一九一八年鉛印)、柳詒徵等『江蘇省立國學圖書館現存書目』(一九四八年鉛印)同じ。
- (9) なお『中國古籍善本書目』は、この他に南京圖書館藏として六十六巻の清抄本を著録するが、これは丁丙舊藏書を誤って重出させたものかもしれない。
- (10) 『士禮居藏書題跋記續』卷上「宋紀受終考三巻」條(嘉慶四年書)を参照。
- (11) 葉昌熾『藏書記事詩』卷四王聞遠條が引く聞遠の孫、王元理「元音跋」に見える。
- (12) 『稿本華鄂堂讀書小識』(中華全國圖書館文獻縮微複製中心、一九九六年)の尋寮「影印前言」・鄭偉章『文獻家通考』(中華書局、一九九九年)葉啓勳條による。
- (13) 一九六七年、國立中央圖書館刊。
- (14) 本稿第三節を参照。
- (15) 喬衍瓘『江蘇省立國學圖書館圖書總目讀後記』(『書目四編』所收)『江蘇省立國學圖書館圖書總目』一二頁を参照。
- (16) 「崇文總目輯本勘異」(『故宮學術季刊』第四卷第四期、一九八七年)を参照。

(17) 前節を参照。なお謝國楨『江浙訪書記』(三聯書店、一九八五年)は、  
『永樂大典』を『輯釋』の底本とするが(二二三頁)、誤りである。

(18) 喬衍瑄前掲論文の「庫本與輯釋本勘異」を参照。『輯釋』が庫本を引くのは、卷三小説類下に二條、錢侗の補遺に三條あるのみであり、い  
ずれも庫本が『永樂大典』を引用した部分である。

(19) なお謝國楨・喬衍瑄は庫本が『永樂大典』から輯佚されたとし、池  
田氏は范本が庫本と『輯釋』の共通の來源であるという。

(20) 「不著撰人姓氏」は、『通考』經籍考・經・書「尙書斷章」條からの  
輯佚。

(21) 『東觀餘論』卷下「校正崇文總目十七條」を参照。

(22) 「梁賀琛…」は、『通考』經籍考・史・證法「證法四卷」條からの輯佚。

(23) 「不著撰…」は、『通考』經籍考・經・樂「樂府解題」條からの輯佚。

(24) 「不著撰…」は、『通考』經籍考・樂「琴譜三卷」條からの輯佚。

(25) 「元行冲…」は、『通考』經籍考・孝經「元行冲孝經疏」條からの輯佚。

(26) 『舊唐書』經籍志史錄雜傳類に「文士傳五十卷、張鷟撰」、『新唐書』  
藝文志史錄雜傳類に「張鷟文士傳五十卷」、  
元中懷州司馬。」が著録される。

(27) 『輯釋』補遺「續事始五卷」條もこの按語を『永樂大典』からの引用  
とする。

(28) 喬衍瑄が庫本の底本を『永樂大典』から輯佚されたものとするのは、  
『大典』所引の紹興改定本が量的に范本と拮抗すると考えるためである。  
しかし本當にそうであれば、四庫館臣は朱本系統の抄本を校本に用い  
たはずであり、按語に「無本可證。」などと述べる必要はなからう。

(29) 袁本『郡齋讀書志』卷二下書目類・『直齋書錄解題』卷八目錄類。な  
お『讀書志』の衢本には六十四卷本を著録する。

(30) これらの卷数は(F)『大典目錄』の調査記録にもチェックされてい  
『崇文總目』の抄本と輯佚書について

る。なお「( )」内に記した類名は『崇文總目』によって補ったもの  
で、翁稿にはもともと記されておらず、『大典目錄』の類名とも若干異  
なる。例えば『大典目錄』では卷一八〇三を編年類と起居注類とする  
が、これは實錄類を起居注類の附屬類目とする『新唐書』藝文志の分  
類に従ったためであろう。

(31) 『宋史藝文志・補・附編』(商務印書館、一九五七年)所收。

(32) 葉啓勳は翁本の○△を諸文獻所引の皴釋であるとすると、具體例を  
挙げてはいないので、その實體はわからない。